

令和7年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

中小企業に対する軽減税率は維持! 税と社会保障の問題への対応が始まる!

政府は、令和6年12月27日に令和7年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、税と社会保障制度に対するあり方をめぐって個人所得課税では、基礎控除・給与所得控除が引き上げられることで、「年収の壁」への対応が始まりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業者等の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、次の見直しを行った上、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度となります。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は15%から17%に引き上げられます。
- ②適用対象法人の範囲から通算法人は除外されます。

■中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに開始する事業年度までとなります。

■中小企業経営強化税制の延長

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、一定の措置を講じた上、その適用期限が2年延長され令和9年3月31日までとなります。

■企業版ふるさと納税制度の延長

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度は、適用期限が3年延長され、令和10年3月31日までの特定寄附金に適用されます。

■リース取引についての取扱い

- ①オペレーティング・リース取引により資産の賃借を行った場合、その取引の契約に基づきその法人が支払う金額は、その金額のうち債務の確定した部分は、その確定した日の属する事業年度に損算入します。会計基準とは異なる取扱いであるため、別表による調整が必要になります。
- ②リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止されます。(適用時期については大綱上明記されていませんが一定の調整期間を設けると思われます。)
- ③令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引のリース資産の減価償却は、リース期間定額法の計算で残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円に達するまで償却が可能となります。

■防衛特別法人税の創設

税額控除適用前の法人税額から基礎控除500万円を控除した額の4%を、防衛特別法人税として課税する仕組みが創設されます。令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■基礎控除の引上げ

基礎控除は、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げ、58万円になります。所得に応じた基礎控除は次のとおりです。

本人の合計所得金額	基礎控除
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円

■給与所得控除

給与所得控除は、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

■特定親族特別控除

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に、その居住者のその年分の総所得金額等から次のおりの控除額が控除されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	6万円

大学生等の子がアルバイトをしている場合、子の収入金額が103万円を超えることで、親の扶養親族から外れ、結果として子の収入金額の手取り額の増加より、親の税負担の増加が大きくなることを是正することを趣旨とします。

■同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件の緩和

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。これは、基礎控除の金額と一致させる取扱いです。

■ひとり親の生計を一にする子の総所得金額要件の緩和

ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

■勤労学生の合計所得金額要件の緩和

勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下から85万円以下に引き上げられます。

■家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の最低保障額の緩和

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられます。いわゆる内職者に、給与所得控除と同額の控除を認める制度であるため、給与所得控除と一致させる趣旨です。
※前記の各改正は、令和7年分以後の所得税に適用されます。ただし、源泉徴収税額への影響は令和8年1月1日以後支払う給与等及び公的年金等について適用されます。

■個人住民税の改正

所得税の改正に合わせて個人住民税に、控除額等の見直しが行われます。令和8年度分以後の個人住民税につい

て適用されます。

■生命保険料控除の見直し

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合、令和8年分の一般生命保険料控除の最大控除額を現在の4万円から6万円に引き上げられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は従来通り12万円となります。

■子育て世帯向け住宅ローン減税の改正

引き下げ予定であった借入限度額は、特例対象個人(夫婦どちらかが40歳未満あるいは19歳未満の子がいる)の場合、取得した省エネ性能に優れた長期優良住宅に令和7年の間に居住の用に供した場合でも、住宅借入金等の年末残高の限度額5,000万は維持されます。

■確定拠出年金制度等の改正に合わせた対応

- ①企業型確定拠出年金制度のマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件が廃止されます。また、拠出限度額は、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、加入している者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額、に引き上げられます。
- ②個人型確定拠出年金制度は、60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額は月額6.2万円となります。拠出限度額については、第一号被保険者は月額7.5万円、企業年金加入者は月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額、企業年金に未加入の者は月額6.2万円となります。
- ③国民年金基金の掛金額の上限は、月額7.5万円となります。

■受益者等が存しない信託に受益者等が存在することになった場合

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することで法人課税信託に該当しないこととなった場合、その法人課税信託が特定法人課税信託であるときは、その信託財産に属する特定株式は、特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、その受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととなります。

■退職所得の源泉徴収票の提出義務

退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととなります。令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用されます。

相続税・贈与税関係

■結婚・子育て資金の一括贈与制度の期限の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までとなります。

■事業承継税制の改正

事業承継税制では、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が、「役員として贈与の日まで3年以上継続していること」から「贈与の直前に役員であること」に緩和されます。令和7年1月1日以後の贈与から適用されます。

資産税関係

中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計

画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

- ①対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置つけた計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定します。
- ②当該機械・装置等に係る課税標準は、次のとおりとします。

雇用者給与等支給額	軽減期間	課税標準額
1.5%以上引上げ	3年間	2分の1
3%以上引上げ	5年間	4分の1

消費税関係

■輸出物品販売場における免税方式の見直し

- ①輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合、購入者が購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件に、その免税対象物品の譲渡について、消費税が免除されます。
- ②免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受け、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととされます。
- ③税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとされます。

■免税対象物品の範囲の見直し

- ①消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分が廃止されます。
- ②免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止し、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品は、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとなります。

■免税販売手続の見直し

- ①船舶観光上陸許可等により上陸する者の免税販売手続は、上陸許可書及び旅券の提示を求め、輸出物品販売場を経営する事業者は、旅券番号に基づき購入記録情報を提供するものとします。
- ②免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式は、輸出免税制度により消費税を免除されることとなります。輸出物品販売場での販売は、購入者の不正が多く、輸出物品販売場の負担が大きくなっていました。今回の改正で輸出物品販売場の負担が相当軽減されることが見込まれます。

その他

■グローバル・ミニマム課税への対応

軽課税所得ルールへの対応及び国内ミニマム課税に対応するための法整備を行います。国際的な、税率の引下げ競争を防止する趣旨の改正です。

■ガソリン税の引下げ

ガソリンの暫定税率は廃止される見込みです。具体的な実施時期等については、今後協議される見込みです。報道等で大きく取り上げられていた部分ですが、生活に直結する減税となります。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

国税職員採用募集

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか？

国税職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

令和5年度から新設！

試験区分	国税専門官 (A区分)	国税専門官 (B区分)	税務職員
受験資格	1 平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの者 2 平成16年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの (1) 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 (2) 人事院が上記1に掲げる者と同等の資格があると認める者	1 令和7年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(令和5年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和5年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者	
申込期間	令和7年2月20日(木)9時～3月24日(月)【受信有効】	令和7年6月13日(金)9時～6月25日(水)【受信有効】	
1次試験	令和7年5月25日(日)	令和7年9月7日(日)	
試験科目	基礎能力試験(多肢選択式) 専門試験(多肢選択式)	基礎能力試験(多肢選択式) 適性試験(多肢選択式) 作文試験	
	【必須】 民法・商法、会計学 【選択】 民法・商法、会計学、憲法・行政法、経済学、英 検検数学・情報工学、統計学、物理、化学、 経済学、英語	【必須】 民法・商法、会計学、基礎数学 【選択】 憲法・行政法、経済学、英 検検数学、情報工学、統計学、物理、化学、 経済学、英語	
	【選択】 財政学、経営学、政治学・社会学・社会学、 商業英語		
2次試験	令和7年6月23日(月)～7月4日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	令和7年10月15日(水)～10月24日(金) ※1次試験合格通知書で指定する日時 人物試験、身体検査	
合格発表	令和7年8月12日(火)	令和7年11月18日(火)	

※ 国税庁経験者採用試験(国税調査官職)の令和7年度の試験概要については、令和7年7月以降に人事院及び国税庁ホームページに掲載予定です。

◆人事院国家公務員

試験【採用NAVI】



◆採用関係

お役立ちリンク集



◆Web-TAX-TV



健康を応援する 第129回

『ひざが痛かったらブラブラしろ』

葛飾健診センター長

吉原 一郎 先生

～Dr.クラとIさんの健康小話～

- Iさん: ダイエットしようと思って歩いていたらひざが痛くなっちゃった～(涙)
- Dr.クラ: 体重オーバーのIさんが無理して歩いたからひざが悲鳴をあげたんだね(笑)
無理は禁物だけど運動習慣を持つことはとても大事なことだよ。
- Iさん: じゃあどうしたら良いんですか？
- Dr.クラ: ひざが悪い人におすすめの運動があるよ。
- Iさん: 教えてください～
- Dr.クラ: 例えばテーブルのような足がつかないくらいの高さのところに座って足をブラブラすると良いよ。
- Iさん: ???
- Dr.クラ: 膝に荷重をかけずに関節を動かすことで痛くないし、関節液が軟骨や半月板にしっかりと作用してくれるんだ。
- Iさん: それ運動になりますか？
- Dr.クラ: ブラブラしながらついでに太ももを上げ下げすると腸腰筋というインナーマッスルが鍛えられて毎日5分でも良い運動になるよ。
- Iさん: そうか～さっそく今晚からがんばります！
- Dr.クラ: Iさんの場合は運動の前に夕飯を腹五分くらいにしないと(笑)
- Iさん: あ～私の唯一の楽しみを取らないで～(涙)

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の

送付先変更手続



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。

足立区内の土地・家屋一足立都税事務所

〒123-8512 足立区西新井栄町2-8-15



【インターネットの場合】

「LoGo フォーム」からお手続ください。

主税局 HP

LoGo フォーム

- 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
〈変更できないもの(例)〉 納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、足立都税事務所(代表:03-5888-6211)にお問い合わせください。

課税内容については、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続については、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
https://www.tohoren-tokutaijyo.or.jp/



2025年 新年賀詞交換会

2024年度税務関係表彰者

足立税務署長表彰	久保木 正仁様
足立税務署長表彰	林 厚子様
足立税務署長表彰	三浦 啓行様
足立税務署長感謝状	佐々木 保洋様
税務功労者都税事務所長感謝状	道口 好正様 ※欠席
足立区納税功労表彰	渦波 茂様 ※欠席
足立区納税功労表彰	柳 孝様

日時：令和7年1月28日（火）17：30～
会場：浅草ビューホテル3階祥雲
参加：161名

▼受彰者の皆さま



▲佐伯税務署長

厚生委員会&区民まつり実行委員会

チャリティー募金及び寄付金の贈呈

1月28日新年賀詞交換会において、昨年11月11日（月）に行われた、第43回チャリティー

ゴルフコンペの参加者からお預かりしたチャリティー募金57,000円を足立区の近藤やよい区長へ育英資金積立基金として全額寄付いたしました。

また、昨年10月12日（土）・13日（日）「あだち区民まつり A-Festa2024」に出店した際の、ポップコーン販売、ヨーヨー釣り、スーパーボールすくいの売上から経費を差し引いた収益金137,926円も同様に寄付いたしました。今年度もご協力いただきましてありがとうございました。



左から矢島委員長、近藤区長、田淵副会長、佐々木副会長、近藤区長（左）と鈴木会長（右）

女性部会 新年研修会 ～副署長講演会～

2024年度女性部会新年研修会を1月28日に実施し、足立税務署副署長・町田隆様をお迎えし「国税徴収こぼれ話」というテーマで講話頂きました。

町田様が若かりし頃、担当内の企業の倒産の情報を得て現地に行かれ、そこで一般の人らしからぬ金融業の取り立ての方との怖いながらもコミュニケーションを交わしたお話は、想像しつつ楽しく拝聴しました。

また、お金をたくさん持っていらっしゃる方が、海外にそのお金を移し、税金逃れを図ることがあるけれど、移した先の国に脱税分の徴収をお願いしたお話がありました。犯罪者にはそのような国同士の方法があることを知っていましたが、税金も代わって徴収して頂ける方法があるのかと知りました。逃げ得にはしないのだ



▲町田副署長

▲女性部会のみならず青年部会の方にもご出席いただきました！
なあと感じましたが、何ヶ国くらいあるのかな、お金持ちは当然、代わって徴収してもらえぬ国は避けるのだろうかあと関係のない世界ですが興味深くお聴きしました。テーマの「国税徴収」でドキッとさせるイメージと違い、楽しい時間を過ごしました。

（参加27名 女性部会 田淵 恵子）

女性部会 研修見学会

2月12日（水）女性部会研修見学会を実施致しました。開催当日は去年よりは寒かったですが、天候に恵まれた1日となりました。

バス内では「仕事着は経費になるか」等、税に関する研修DVDを観て学習しながら、茨城県守谷市にあるアサヒビール茨城工場（スーパーライミュージアム）に行き、行程から出荷まで隔々まで学ぶことが出来ました。

見学後の試飲では、出来立ての生ビールを飲みながら外の景色を楽しんだりと各々充実した時間を過ごしました。



◀「出来立ての生ビールはやっぱり美味しい！」とお声をいただきました！

なお5月開催の2025年度第1回目の役員会では、その際に行ってみたい見学先・体験先を伺う予定です。ご意見があればご参加もしくは事前に役員に連絡していただくと幸いです！
（参加人数16名 足立法人会事務局 越後）



アサヒビール茨城工場入口で集合写真

支部活動報告

第1～5支部 合同異業種交流会

開催日：2月5日（水）
場所：足立成和信用金庫 本店
参加：42名



第13支部 異業種交流会

開催日：2月7日（金）
場所：寿司割烹 奈可川
参加：48名



第8支部 税務研修会

開催日：2月12日（水）
場所：足立成和信用金庫 亀有駅前支店
参加：14名



第9支部 異業種交流会

開催日：2月14日（金）
場所：こがね鮨
参加：16名



第10～11支部 合同異業種交流会

開催日：2月14日（金）
場所：木曾路 竹の塚店
参加：42名



第12支部 税務研修会

開催日：2月17日（月）
場所：竹の塚地域学習センター
参加：16名



支部会員紹介 第8支部 中川1・2・3・4・5丁目 大谷田1・2・3・4・5丁目

Torattoria Santa Teresa (トラットリア サンタ テレーザ) 岩瀬 絢人 オーナー

2013年に地元である大谷田に創業しました。私は高校生の頃からここでアルバイトし、昨年からはオーナーとして父から引き継ぎました。

店名は父が決めたのですが、「Torattoria」はイタリア語で大衆レストランの意味で、「Santa Teresa」はイタリアの地名である「サンタ・テレーザ・ガッルーラ」から付けた店名と聞いております。



店内の様子。黒板には土日限定メニューも！

当店の特徴としては、愛犬と一緒に食事を楽しめるお店になっており、テラスにはプチドッグランも併設しております。また、母手作りの犬の洋服の販売もしておりますので、お気軽にご試着していただくと嬉しいです！



プチドッグラン完備しております！

佐藤支部長のおすすめポイント

パスタメニューも豊富で、何を頂いても絶品です！店内の雰囲気も良く、是非とも食べてみてください。愛犬同伴OKです！



佐藤支部長(左)、岩瀬さん夫妻(中央・右)



おすすめの「渡り蟹のトマトクリーム」と「シーフードドリア」岩瀬さん「当店は美味しい料理をリーズナブルでなるべく早くご提供できるよう丹精込めて作っております！」



愛犬用のお洋服も！オーダーにも対応しているのでお似合いのお洋服を作ることができますね！

○ 店舗情報 ○

Torattoria Santa Teresa (トラットリア サンタ テレーザ)

TEL 03-5613-1277
 営業時間 ランチ：11時30分～14時30分
 ※ラストオーダー14時まで、13時40分最終入店
 デイナー：18時～22時閉店 ※ラストオーダー21時まで
 定休日 月曜日(祝日の場合は翌火曜日)
 住所 足立区大谷田5-8-8
 アクセス 北綾瀬駅から徒歩18分
 駐車場 店前にあり。ランチ3台まで、ディナー2台まで
 ※土日祝は予約することをおすすめします！

ちょっとひと駅歩いて健康に！

青井駅から約39分(消費カロリー131kcal)
 綾瀬駅から約50分(消費カロリー168kcal)
 ※男性60歳70kg

PURE-DREAM(株) / PURE-J女子プロレス

覆面社長 コマンドポリシヨイ さん



元々は足立区六木に道場があったのですが、プロレスを国内外問わず多くの方に楽しいだけでなくには駅に近い方がいいと感じ、亀有駅から徒歩12分のここに引っ越し、「亀アリーナ」と名付け、間近でプロレスが観戦できる「亀アリーナマッチ」や日々のトレーニング等しております。

プロレスラーになりたいと感じたきっかけは、小学4年生の時にTVで初めてプロレスを見て、小学6年生になった時そのプロレスラーがまだ現役で活躍している姿を見て、プロレスの道に進みたいと思ったのがスタートです。ですが、当時は高校生からでないとプロレスの道に進むことが出来なかったため、中学時代は柔道・空手をし、卒業後すぐに上京、プロレスの道に進みました。

2019年に引退、現在は社長業をしながら選手育成、一般の方に向けたパーソナルトレーニング、女性限定のスポーツ教室、音楽活動等しております。

トレーニングは高校生～61歳の方が通っており、もちろんプロレスがわからない方も大歓迎ですので、ぜひ一度足を運んでいただくと嬉しいです！



写真の他にも選手たちが使用しているマシンが使える！
 パーソナルトレーニングは50分2500円とかなり良心的

佐藤支部長のおすすめポイント

浅草橋ヒューリックホール「PURE-J MANIAX 2025」の観戦チケットをいただきました！ゴールデンウィーク中ということもあり、ぜひ生プロレスを観ていただければと思います！

☆ 広報誌を見た読者へサービス

5月6日(火) 14時～浅草橋ヒューリックホール「PURE-J MANIAX 2025」の観戦チケットを先着10名様にプレゼント！
 PURE-J女子プロレスのHP内お問い合わせフォームから「広報誌あだちを見た！」と記載の上ご応募ください！



覆面社長のコマンドポリシヨイさん
 児童養護施設出身で同じ立場の子供たちに夢と希望を与えるためにプロレス活動のみならず足立区税務署の1日税務署長、東商足立支部の社会貢献イベント等、様々な地域行事にも参加しております！



昨年12月15日(日) 後楽園ホール「PURE-J CLIMAX 2024」より

○ 店舗情報 ○

PURE-DREAM(株) / PURE-J女子プロレス

住所 足立区中川13-14-9三和ビル
 アクセス JR亀有駅北口から徒歩12分

道場前にある自販機の売上金の一部を社会福祉法人に寄付しております。お近くをお通りの際や中川公園をご利用の際はご協力お願い致します。



PURE-J 女子プロレス HPIはこちら→



最新情報は こちら→



和妻師 養老瀧之丞

最終回

THE ART OF MAGIC



これまでさまざまなステージを経験してきました。中には驚くようなステージを頂戴したことも。中でも特に印象的だったものをいくつかご紹介しながら、この連載の締めくくりとしたいと思います。

【王女や名優と、和妻—忘れられない舞台】

まず思い出に残るのは、タイ王国の国王、デュラポン王女の御前で和妻を披露したことです。千代田区での仕事をご縁となり、タイ王国大使館の主催パーティーに招かれました。その際、自身の刀を使用した柱抜き（サムタイ）、浮かれの蝶、滝の白糸を演じました。

王女は静かに鑑賞され、舞台は粛々と進行しました。ただし、緊張は尋常ではありませんでした。25歳の私は光栄に思うと同時に恐縮し、さらに拙い英語を交えたことで、緊張は一層高まりました。あの時間、あの空間の空気は、今も記憶の奥底に鮮明に残っています。

次に、住友会館での会合の余興。この会館は、美しい夜景を望むことができる格式高い空間で、二度ほどショーをさせていただきました。実は、私の兄が住友化学の社員なのですが、社員である兄ですら一度しか招かれたことがないと言います。何とも誇らしい気持ちでした。

そして、NHKのドラマの現場でのマジック指導。ショーではなく、技術指導という形でしたが、小堺一機さんをはじめとする名優の方々とご一緒でき、大変充実した日々を過ごしました。

特に印象に残っているのは、役者の皆さんが非常に飲み込みが早かったこと。短時間の指導で見事に技を自分のものにしていく姿は、まさにプロフェッショナルそのものでした。合間にマジックを披露すると、役者の皆さんが童心に帰ったように喜んでくれました。その流れで、持っていたチョコレートを配ったのも、微笑ましい思い出のひとつです。

【舞台は生き物—予測不能なハプニング】

寄席のステージは演劇とは異なり、客席が明るい。つまり、演者からお客様の顔がよく見えるのです。そういう意味ではお客様一人ひとりが特徴的で、印象的でもあります。

一度、元カノが観客席にいるのを見つけたことがありました(笑)。その瞬間、何とも言えない感情が湧きましたが、舞台の上では動揺を見

せるわけにはいきません。むしろ、そういうときこそ平常心が試されます。

また、舞台セットの花瓶を倒してしまったこともあります。胡蝶の舞の途中か終わりだったのでしょうか。しかし、何事もなかったかのように、さらりと花瓶をテーブルに戻し、演技を続行。割れなくてよかったと、内心ホッとしました。こういう小さなハプニングも、舞台の醍醐味のひとつです。

【時を超える芸—古典に生きる理由】

さて、^{こぼ}溢れ話で締めましょう。私が今まで評価されてきたものの一つに古典を大切に継承を受け、昨今のステージで披露していることがあります。口上など昔のままやることもあり、そのようなスタイルはここ数十年途絶えていたものもあります。養老派の看板が寄席を含め、全国各地にお目止めすることも、およそ100年ぶりの現象なのです。

なぜ古典か？理由は一つ。好きだからです。新内、長唄、日本舞踊、クラシックピアノ—すべて、古典への愛の表れです。ただ、それが自分にとって自然なことだから、続けているのです。

私が継承している柳川と養老派の芸。夫婦引き出し、胡蝶の舞、比翼の竹、浮かれの蝶、一本傘—これらの芸を今に残し、次の世代へと伝えること。それが、私がこの世界にいる理由なのかもしれません。

かつて、NHKのアナウンサーさんに「人間国宝を目指しましょう」と言われたことがあります。しかし、私の目指すものはそこではありません。

私の夢は、ゆくゆくは銅像になることです。自分の銅像が立つこと。そんな夢を持ち続けるのも、人生の楽しみなのかもしれません。

この連載を読んでくださった皆様、ありがとうございました。これで『瀧之丞の Art of Magic』の寄稿はおしまいです。もし少しでも印象に残ったなら、ぜひイベントにお呼びください。今度は、あなたの目の前で和妻を披露します。また、お会いできる目を楽しみにしています。

美しき和妻いろいろコーナー ヒヨク タケ “比翼の竹”

比翼連理とは相思相愛の寿を表すおめでたい言葉です。竹には一筋の糸が通っています。この糸がとても面白い動きをするのです。即ち一本の竹の中を通っていると思いきや2本目の竹の中も通っているのです。もちろん竹は分離しております。全く別な空間にあるものが不思議な糸で結ばれているのです。別名に縁の糸や比翼連理縁之祝とも呼ばれます。

① 二本の竹にそれぞれ糸が通っています。



② 二本を左手に持ち、右の糸を引くと…



③ あら不思議、左の糸が不思議な縁で結ばれ動いて行きます。



やってみようコーナー “魔法のわりばし”



② しかし手を被せて呪文を唱えると



③ 印が消えてしまいました。また被せると印が現れ消えたり現れたりする不思議なマジックです。

身近なもので簡単！マジックの種明かし！

YouTube

養老瀧之丞 MAGIC 魔法のわりばし

種明かし動画はこちら！

① 裏も表も印のある割り箸。タネも仕掛けもございません。

プロフィール 養老 瀧之丞(ようろうたきのじょう)

学生時代に養老派家元の北見マキに師事。初め北見翼を名乗り20歳で浅草演芸ホールにてデビュー。日本古来のマジックに魅了され研究と実演を繰り返し2022年3月に養老瀧之丞に改名。夢はLAに移住し世界で活躍すること。

3月のテーマ「税」に多数のお申し込み有り難うございました。広報委員会・選者で厳選した結果、以下の5作品に決まりました。次回も奮ってご参加下さい。

よく見たら 税抜き価格で 肩落とす (寺ちゃん)

見た瞬間、買いたくなる数字で手が出かかりますが、税込み価格にハッと気が付き、思い留まる事しばしばあります。

還付金 嬉しいけれど 妻がとる (ウグイス)

申告で苦労したから亭主のものと思いきや、家計の担当者がとるのは当然とばかり！どこの家庭も同じですね。

弊社より 国会議員を 調査して (烏賊の墨)

日頃から国会議員の収支については胡散臭い気がしていました。裏金問題等、遂に暴露されましたね。

願いごと 書いて税金 納めたい (日比谷)

収める側としては、無駄に遣われたくないし、収支は明瞭に開示してほしいですね。一言の気持ち、よくわかります。

減税額 すすめの涙で 泣けもせず (部長課長)

減税とは言われても実感のない程度ですから、まったくすすめの涙では、泣くに泣けませんね。

『総評』

年度末になると、何処も予算決算・青色申告等で、忙しくなります。頭の痛い問題も起ります。医療費の申告は、e-Taxが便利と云われますが、簡単に済ませる方と苦労する方がいて、ご苦労なことだと思います。しかし、これは国民の義務であり権利でもありますから、当然果たさねばなりません。還付金の行方が妻の懐であつてもです。

予算案 審査はすれど 壁高し (藤袴)

5月号のテーマ

【笑顔】

「川柳」は、五・七・五のリズムで詠む口語の定型詩です。口語以外の言葉を用いることもあります。俳句と違い、季語を用いる必要はありません。テーマの言葉を入れる必要もありません。

お一人様、二句まで、ハガキ又は、FAXで投句

※句掲載の方には、クオカード(一、〇〇〇円分)を差し上げます。

締切 三月二十八日(金)まで

投句先 〒二〇一〇〇三五

足立区千住中居町二十五―七
FAX 三八七九―三五四〇
(公社)足立法人会 川柳係へ
お寄せください。

〈選者・コメンテーター紹介〉

秋庭 隆(あきば・たかし)

戦後18年間、足立区に居住。現在、「東海道ネットワークの会21」顧問(藤沢市在住)。

《掲載内容の訂正とお詫び》

令和7年1月1日に発行した広報誌あだち第355号において、掲載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所】1ページ(表紙) 税に関する絵はがきコンクール 受賞作品タイトル

- 誤 絵はがきコンクール受賞作品 東京税理士会足立支部長賞
- 正 絵はがきコンクール受賞作品 足立区教育長賞



足立法人会 広報委員会

あ と が き

新年度を迎えるにあたり会員の皆様におきましては、昨年度以上の経営戦略をもちまして益々のご活躍ご発展をお祈り申し上げます。

気温の上下動に加えて、インフルエンザ・コロナウイルスが猛威を奮っています。お体を大切に皆様と一緒に桜の季節を迎えましょう。

(古森広報委員)

公益社団法人
足立法人会報
第294号 (通巻356)
令和7年3月1日発行
発行所
公益社団法人 足立法人会
足立区千住中居町25-7
電話 (3881) 0326
メールアドレス
koueki@adachi-houjinkai.or.jp
編集人
広 報 委 員 会